

(1) 経営学専攻

経営・会計コース

① 高一種免 商業

ア 2018年度入学生に適用

下表の中から、※印科目およびその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分			単 位	開設年次
科 目	授 業 科 目			
商業の関係科目	※ ○	経営学基礎	2	1
	※ ○	基礎簿記	4	1
	※ ○	経営管理論	4	2
	○	現代企業論	2	2
	○	企業社会論	2	2
	※ ○	マーケティング	4	2
		経営史	4	2
		組織と個人	2	2
		組織と戦略	2	2
		国際ビジネス論	2	2
		アジア経営論	2	2
	○	生産管理論	2	2
		市場調査論	2	2
		中小企業論	4	3～4
		品質管理論	2	3～4
	※ ○	財務諸表	2	2
	○	財務会計論	2	2
	○	業績管理会計	2	2
	○	意思決定会計	2	2
		原価計算	4	2
		経営分析	4	2
		会計情報論	2	2
		商業簿記	4	2
		工業簿記	2	2
		会計監査	2	3～4
		税務会計	2	3～4
		簿記演習	4	3～4
職業指導	※	職業指導論	4	2
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上			
備考				
1 上記以外の経営学専攻経営・会計コースで開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない				
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目				
3 ○印科目は、専攻必修科目				

イ 2013年度～2017年度入学生に適用

下表の中から、※印科目およびその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目		単 位	開設年次	
科 目					
商業の関係科目	※ ○	経営学基礎	2	1	
	※ ○	基礎簿記	4	1	
	※ ○	経営管理論	4	2	
	○	現代企業論	2	2	
	○	企業社会論	2	2	
	※ ○	マーケティング	4	2	
		経営史	4	2	
		組織と個人	2	2	
		組織と戦略	2	2	
		国際ビジネス論	2	2	
		アジア経営論	2	2	
	○	生産管理論	2	2	
		市場調査論	2	2	
		中小企業論	4	3～4	
		品質管理論	2	3～4	
	※ ○	財務諸表	2	2	
	○	財務会計論	2	2	
	○	業績管理会計	2	2	
	○	意思決定会計	2	2	
		原価計算	4	2	
		経営分析	4	2	
		会計情報論	2	2	
		会計情報システム	2	2	
		商業簿記	4	2	
		工業簿記	2	2	
		会計監査	2	3～4	
		税務会計	2	3～4	
		簿記演習	4	3～4	
	職業指導	※	職業指導論	4	2
	免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上			
備考					
1 上記以外の経営学専攻経営・会計コースで開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない					
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目					
3 ○印科目は、専攻必修科目					

情報経営コース

① 高一種免 情報

ア 2013年度～2018年度入学生に適用

下表の中から、※印科目およびその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分			単 位	開設年次
科 目	授 業 科 目			
情報社会及び情報倫理	※ ○	産業情報論	4	2
	※ ○	情報倫理	4	2
		情報セキュリティ	2	3～4
コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）	○	情報処理基礎	2	1
		情報処理応用	2	2
	※	プログラミング	4	2
		情報リテラシーⅠ（基盤教育科目）	2	1
情報システム（実習を含む。）	※	データベース論	2	2
	※	情報システム構築	2	2
		情報システム実習	1	3～4
		Webコンピューティング	2	3～4
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	※	情報通信論	2	2
	※	コンピュータ・ネットワーク論	2	2
		コンピュータネットワーク実習	1	3～4
	○	インターネット概論	2	2
マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）	※ ○	情報メディア論	2	2
	※	画像処理	2	2
	※	マルチメディア実習	1	3～4
情報と職業	※	情報と職業	4	2
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上			
備考				
1 上記以外の経営学専攻情報経営コースで開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない				
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目				
3 ○印科目は、専攻必修科目				

(2) 法学専攻

① 中一種免 社会

ア 2018年度入学生に適用

下表の中から、※印科目およびその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	授 業 科 目		単 位	開設年次
日本史及び外国史	※ ※	東洋史（歴史文化専攻）	2	2
		西洋史（歴史文化専攻）	2	2
		日本史（歴史文化専攻）	4	2～4
		外国史（歴史文化専攻）	4	2
地理学（地誌を含む。）	※	自然地理学（歴史文化専攻）	4	2～4
	※	人文地理学（歴史文化専攻）	2	2～4
	※	地誌学（歴史文化専攻）	2	2～4
「法学、政治学」	※ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	法学	2	1
		憲法Ⅰ	2	1
		憲法Ⅱ	4	2
		行政法Ⅰ	4	2
		行政法Ⅱ	4	3
		刑法	4	2
		刑事訴訟法	4	2
		民法Ⅰ	2	1
		民法Ⅱ	4	2
		商法Ⅰ	4	2
		商法Ⅱ	4	3
		民事訴訟法	4	3
		国際法	2	2
		政治理論	4	2
		現代日本政治論	4	1
		地方自治論	4	2
「社会学、経済学」	※ ※	社会学	2	2～4
		マクロ経済学	2	2
		ミクロ経済学	2	2
「哲学、倫理学、宗教学」	※ ※	哲学	2	2～4
		倫理学	2	2～4
		社会思想史	2	2
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上			
備考				
1 上記以外の法学専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない				
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目				
3 ○印科目は、専攻必修科目				

イ 2013年度～2017年度入学生に適用

下表の中から、※印科目およびその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目		単 位	開設年次
科 目				
日本史及び外国史	※ ※	東洋史（歴史文化専攻）	2	2
		西洋史（歴史文化専攻）	2	2
		日本史（歴史文化専攻）	4	2～4
		外国史（歴史文化専攻）	4	2
地理学（地誌を含む。）	※	自然地理学（歴史文化専攻）	4	2～4
	※	人文地理学（歴史文化専攻）	2	2～4
	※	地誌学（歴史文化専攻）	2	2～4
「法学、政治学」	※	○ 法学	2	1
		○ 憲法Ⅰ	2	1
		○ 憲法Ⅱ	4	2
		行政法Ⅰ	4	2
		行政法Ⅱ	4	3
		税法	4	3
		刑法	4	2
		刑事訴訟法	4	2
		○ 民法Ⅰ	2	1
		○ 民法Ⅱ	4	2
		商法Ⅰ	4	2
		商法Ⅱ	4	3
		民事訴訟法	4	3
		○ 国際法	2	2
		○ 政治理論	4	2
		現代日本政治論	4	1
		行政学	4	2
		地方自治論	4	2
		行政法特論	4	3
		自治体財政論	2	2
		国際政治学	4	2
		国際政治史	2	2
		外国政治	2	3
	「社会学、経済学」	※ ※	社会学	2
マクロ経済学			2	2
ミクロ経済学			2	2
「哲学、倫理学、宗教学」	※	哲学	2	2～4
	※	倫理学	2	2～4
		社会思想史	2	2
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上			
備考				
1 上記以外の法学専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない				
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目				
3 ○印科目は、専攻必修科目				

② 高一種免 公民

ア 2018年度入学生に適用

下表の中から、※印科目及びその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目		単 位	開設年次
科 目				
「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	※ ○	法学	2	1
	○	憲法Ⅰ	2	1
	○	憲法Ⅱ	4	2
		行政法Ⅰ	4	2
		行政法Ⅱ	4	3
		刑法	4	2
		刑事訴訟法	4	2
	○	民法Ⅰ	2	1
	○	民法Ⅱ	4	2
		商法Ⅰ	4	2
		商法Ⅱ	4	3
		民事訴訟法	4	3
	※ ○	国際法	2	2
	※ ○	政治理論	4	2
		現代日本政治論	4	1
		地方自治論	4	2
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	※	社会学	2	2～4
	※	マクロ経済学	2	2
	※	ミクロ経済学	2	2
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	※	哲学	2	2～4
	※	倫理学	2	2～4
		社会思想史	2	2
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上			
備考				
1 上記以外の法学専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない				
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目				
3 ○印科目は、専攻必修科目				

イ 2013年度～2017年度入学生に適用

下表の中から、※印科目及びその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目		単 位	開設年次
科 目				
「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	※ ○	法学	2	1
	○	憲法Ⅰ	2	1
	○	憲法Ⅱ	4	2
		行政法Ⅰ	4	2
		行政法Ⅱ	4	3
		税法	4	3
		刑法	4	2
		刑事訴訟法	4	2
	○	民法Ⅰ	2	1
	○	民法Ⅱ	4	2
		商法Ⅰ	4	2
		商法Ⅱ	4	3
		民事訴訟法	4	3
	※ ○	国際法	2	2
	※ ○	政治理論	4	2
		現代日本政治論	4	1
		行政学	4	2
		地方自治論	4	2
		自治体財政論	2	2
		行政法特論	4	3
	※	国際政治学	4	2
		国際政治史	2	2
		外国政治	2	3
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	※	社会学	2	2～4
	※	マクロ経済学	2	2
	※	ミクロ経済学	2	2
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	※	哲学	2	2～4
	※	倫理学	2	2～4
		社会思想史	2	2
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上			
備考				
1 上記以外の法学専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない				
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目				
3 ○印科目は、専攻必修科目				

(3) 英語専攻

① 中一種免 外国語（英語）、② 高一種免 外国語（英語）

ア 2013年度～2018年度入学生に適用

下表の中から、※印科目およびその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分			授業科目	単位	開設年次
科目					
英語学	※	英語学概論	4	2～4	
		英語学研究A	4	3～4	
		英語学研究B	4	3～4	
		英語教育	2	3～4	
		日英対照言語研究	4	3～4	
英米文学	※	英米文学概論	2	2～4	
		イギリス文学史	2	3～4	
		アメリカ文学史	2	3～4	
		英米文学研究A	4	3～4	
		英米文学研究B	4	3～4	
英語コミュニケーション	※ ○	Oral Communication I	4	1	
	※ ○	Oral Communication II	4	1	
		Oral Communication III	2	2	
		Oral Communication IV	2	2	
	※ ○	Pronunciation	1	1	
	※ ○	Reading I	2	1	
	※ ○	Reading II	2	1	
	※ ○	Basic Writing I	2	1	
	※ ○	Basic Writing II	2	1	
		Writing/Presenting I	2	2	
		Writing/Presenting II	2	2	
	※ ○	Listening	1	2	
		Presentation	4	3～4	
異文化理解	※	Intercultural Study	4	2～4	
		Regional StudiesA	2	3～4	
		Regional StudiesB	2	3～4	
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上				
備考					
1 上記以外の英語専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない					
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目					
3 ○印科目は、専攻必修科目					

(4) ロシア語専攻

① 中一種免 外国語（ロシア語）、② 高一種免 外国語（ロシア語）

ア 2013年度～2018年度入学生に適用

下表の中から、※印科目およびその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分			単 位	開設年次	
科 目	授 業 科 目				
ロシア語学	※ ○	ロシア語入門Ⅰ	5	1～4	
		ロシア語入門Ⅱ	5	1～4	
		ロシア語文法	4	2～4	
		ロシア語演習Ⅰ	2	2～4	
		ロシア語演習Ⅱ	2	2～4	
		ロシア語発展演習A	4	2～4	
		ロシア語発展演習B	4	2～4	
		○ ロシア語学研究A	4	2～4	
		○ ロシア語学研究B	4	2～4	
} 1科目選択					
ロシア文学	※ ○	ロシア事情B（文学・文化）	4	1～4	
		○ ロシア文学研究A	4	2～4	
		○ ロシア文学研究B	4	2～4	
		} 1科目選択			
		ロシア文学購読A	4	2～4	
		ロシア文学購読B	4	2～4	
ロシア語コミュニケーション	※ ○	基礎ロシア語Ⅰ	2	1～4	
		基礎ロシア語Ⅱ	2	1～4	
		○ ロシア語作文	4	2～4	
		※ ○ ロシア語会話Ⅰ	2	2～4	
		※ ○ ロシア語会話Ⅱ	2	2～4	
		ロシア語作文研究	4	2～4	
		○ 現代ロシア語表現研究A	4	2～4	
		○ 現代ロシア語表現研究B	4	2～4	
		} 1科目選択			
異文化理解	※ ○	ロシア事情A（地域研究）	4	1～4	
		ロシア史A	2	2～4	
		ロシア史B	2	2～4	
		ロシア外交論A	2	2～4	
		ロシア外交論B	2	2～4	
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上				
備考					
1 上記以外のロシア語専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない					
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目					
3 ○印科目は、専攻必修科目					

(5) 歴史文化専攻

① 中一種免 社会

ア 2018年度入学生に適用

下表の中から、※印科目およびその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	授 業 科 目		単 位	開設年次
日本史及び外国史	※ ○	東洋史	2	2
		西洋史	2	2
		日本史	4	2～4
		外国史	4	2
		アイヌの歴史	4	3～4
地理学（地誌を含む。）	※ ○	自然地理学	4	2～4
	※ ○	人文地理学	2	2～4
	※ ○	地誌学	2	2～4
「法学、政治学」	※	法学（法学専攻）	2	1
		憲法Ⅰ（法学専攻）	2	1
		憲法Ⅱ（法学専攻）	4	2
		行政法Ⅰ（法学専攻）	4	2
		行政法Ⅱ（法学専攻）	4	3
		刑法（法学専攻）	4	2
		刑事訴訟法（法学専攻）	4	2
		民法Ⅰ（法学専攻）	2	1
		民法Ⅱ（法学専攻）	4	2
		商法Ⅰ（法学専攻）	4	2
		商法Ⅱ（法学専攻）	4	3
		民事訴訟法（法学専攻）	4	3
		国際法（法学専攻）	2	2
		政治理論（法学専攻）	4	2
		現代日本政治論（法学専攻）	4	1
		地方自治論（法学専攻）	4	2
「社会学、経済学」	※	社会学	2	2～4
		マクロ経済学	2	2
		ミクロ経済学	2	2
「哲学、倫理学、宗教学」	※	哲学	2	2～4
		倫理学	2	2～4
		社会思想史	2	2
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上			
備考				
1 上記以外の歴史文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない				
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目				
3 ○印科目は、専攻必修科目				

イ 2013年度～2017年度入学生に適用

下表の中から、※印科目およびその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分			単 位	開設年次
科 目	授 業 科 目			
日本史及び外国史		東洋史	2	2
		西洋史	2	2
	※ ○	日本史	4	2～4
	※ ○	外国史	4	2
地理学（地誌を含む。）	※ ○	自然地理学	4	2～4
	※ ○	人文地理学	2	2～4
	※ ○	地誌学	2	2～4
「法律学、政治学」	※	法学（法学専攻）	2	1
		憲法Ⅰ（法学専攻）	2	1
		憲法Ⅱ（法学専攻）	4	2
		行政法Ⅰ（法学専攻）	4	2
		行政法Ⅱ（法学専攻）	4	3
		税法（法学専攻）	4	3
		刑法（法学専攻）	4	2
		刑事訴訟法（法学専攻）	4	2
		民法Ⅰ（法学専攻）	2	1
		民法Ⅱ（法学専攻）	4	2
		商法Ⅰ（法学専攻）	4	2
		商法Ⅱ（法学専攻）	4	3
		民事訴訟法（法学専攻）	4	3
		国際法（法学専攻）	2	2
		政治理論（法学専攻）	4	2
		現代日本政治論（法学専攻）	4	1
		行政学（法学専攻）	4	2
		地方自治論（法学専攻）	4	2
		行政法特論（法学専攻）	4	3
		自治体財政論（法学専攻）	2	2
		国際政治学（法学専攻）	4	2
		国際政治史（法学専攻）	2	2
		外国政治（法学専攻）	2	3
「社会学、経済学」		社会学	2	2～4
	※	マクロ経済学	2	2
	※	ミクロ経済学	2	2
「哲学、倫理学、宗教学」	※	哲学	2	2～4
	※	倫理学	2	2～4
		社会思想史	2	2
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上			
備考				
1 上記以外の歴史文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない				
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目				
3 ○印科目は、専攻必修科目				

② 高一種免 地理歴史

ア 2013年度～2018年度入学生に適用

下表の中から、※印科目およびその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分			単 位	開設年次
科 目	授 業 科 目			
日本史	※	○ 日本史	4	2～4
	※	○ 日本北方史	4	3～4
		考古学研究	2	2～4
		日本文学史	4	2～4
		アイヌの歴史	4	3～4
外国史	※	○ 東洋史	2	2
		西洋史	2	2
		○ 外国史	4	2
		西洋美術史	2	2～4
		ヨーロッパ文明史	2	2～4
	○	中国史	4	3～4
		ロシア史A	2	2～4
		ロシア史B	2	2～4
		経済史	4	2
		経営史	4	2
人文地理学及び自然地理学	※	○ 人文地理学	2	2～4
	※	○ 自然地理学	4	2～4
地誌	※	○ 地誌学	2	2～4
		北海道地域文化論	4	3～4
免許状取得に必要な修得単位数				
備考				
1 上記以外の歴史文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない				
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目				
3 ○印科目は、専攻必修科目				

(6) 日本語・日本文化専攻

① 中一種免 国語

ア 2013年度～2018年度入学生に適用

下表の中から、※印科目およびその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	授 業 科 目		単 位	開設年次
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）		言語論Ⅰ	2	2～4
		言語論Ⅱ	2	2～4
		日本語学入門（基盤教育科目）	2	1
	※ ○	日本語概論	4	2～4
	※ ○	日本語表現論	4	2～4
	○	日本語史	4	3～4
		日本語学特講A	2	3～4
		日本語学特講B	2	3～4
国文学（国文学史を含む。）	※ ○	日本文学史	4	2～4
	※ ○	日本文学表現論	4	2～4
	○	文学と現代社会	4	2～4
		日本文学特講A	4	3～4
		日本文学特講B	4	3～4
		日本文学特講C	4	3～4
	※ ○	日本文化論	2	2～4
		日本文化特講	2	3～4
漢文学	※	漢文学	4	2～4
書道（書写を中心とする。）	※	書道	4	2～4
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上			
備考				
1 上記以外の日本語・日本文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない				
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目				
3 ○印科目は、専攻必修科目				

② 高一種免 国語

ア 2013年度～2018年度入学生に適用

下表の中から、※印科目およびその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目		単 位	開設年次
科 目				
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）		言語論Ⅰ	2	2～4
		言語論Ⅱ	2	2～4
		日本語学入門（基盤教育科目）	2	1
	※ ○	日本語概論	4	2～4
	※ ○	日本語表現論	4	2～4
	○	日本語史	4	3～4
		日本語学特講A	2	3～4
		日本語学特講B	2	3～4
国文学（国文学史を含む。）	※ ○	日本文学史	4	2～4
	※ ○	日本文学表現論	4	2～4
	○	文学と現代社会	4	2～4
		日本文学特講A	4	3～4
		日本文学特講B	4	3～4
		日本文学特講C	4	3～4
	※ ○	日本文化論	2	2～4
		日本文化特講	2	3～4
漢文学	※	漢文学	4	2～4
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上			
備考				
1 上記以外の日本語・日本文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない				
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目				
3 ○印科目は、専攻必修科目				

(7) スポーツ文化専攻

① 中一種免 保健体育、② 高一種免 保健体育

ア 2013年度～2018年度入学生に適用

下表の中から、※印科目およびその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目	単位	開設年次
科目				
体育実技	※	体操・器械体操	1	2～4
	※	陸上競技	1	2～4
	※	水泳	1	2～4
	※	武道A	1	2～4
	※	武道B	1	2～4
	※	ダンス	1	2～4
	※	サッカー	1	2～4
	※	バスケットボール	1	2～4
	※	バレーボール	1	2～4
	※	テニス	1	2～4
	※	バドミントン	1	2～4
	※	ソフトボール	1	2～4
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	※ ○	スポーツ哲学	2	2～4
	※ ○	スポーツ心理学	2	2～4
	※ ○	スポーツマネジメント	2	2～4
	※ ○	スポーツ社会学	2	2～4
	※ ○	運動学	2	3～4
	※ ○	スポーツ教育学	4	2～4
		スポーツ史	4	2～4
		日本武芸文化論	4	2～4
		日本武芸文化演習基礎	4	2～4
		日本武芸文化演習応用	4	3～4
		トレーニング・評価	4	3～4
		野外教育論	4	2～4
		スポーツ・レクリエーション演習	4	3～4
		サマー・スポーツ演習	4	3～4
		ウィンター・スポーツ演習	4	3～4
生理学（運動生理学を含む。）	※	生理学	2	2～4
	※ ○	運動生理学	2	2～4
衛生学及び公衆衛生学	※	衛生学及び公衆衛生学	2	3～4
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	※ ○	救急・応急処置演習	4	2～4
	※ ○	学校保健	2	3～4
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上			
備考				
1 上記以外のスポーツ文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない				
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目				
3 ○印科目は、専攻必修科目				